

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

追表ハ建-1-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請:表ハ建-1) (1/6)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(844)建物 加工棟 成型工場 (845)堰(内部止水止水用) (890,891)非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図(図ハ建-1)参照
機器名		加工棟 成型工場
変更内容		改造 ・構造スリットの追設 耐震性能向上のために改造を行う ・壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・垂壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・炭素繊維シート補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・鉄扉及びシャッター補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・方杖追設補強 耐震性能向上のために改造を行う ・鋼板補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・堰(内部止水止水用)の新設 第1種管理区域外への溢水漏えい防止のために改造を行う ・安全避難通路の増設 建屋内の人員を安全に避難させるために設置する ・通信連絡設備(電話設備)の増設 通信連絡設備の多様性を確保するために電話設備(無線式)を設置する
員数		1式
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、2階建 連絡通路 : 鉄骨造 平屋
	主要な構造材	表ハ建-2に示す
	寸法(単位:m)	(本体) [] (排気塔: []) (連絡通路) [] 延べ床面積約1,900㎡
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		-

追表ハ建-1-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請:表ハ建-1) (1/6)

許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(844)建物 加工棟 成型工場 (845)堰(内部止水止水用) (890,891)非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図(図ハ建-1)参照
機器名		加工棟 成型工場
変更内容		改造 ・構造スリットの追設 耐震性能向上のために改造を行う ・壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・垂壁増打ち補強 耐震性能向上のために改造を行う ・炭素繊維シート補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・鉄扉及びシャッター補強 耐電巻性能向上のために改造を行う <u>火災区域外への延焼防止のために火災時に閉止する鋼板により補修する</u> ・方杖追設補強 耐震性能向上のために改造を行う ・鋼板補強 耐電巻性能向上のために改造を行う ・堰(内部止水止水用)の新設 第1種管理区域外への溢水漏えい防止のために改造を行う ・安全避難通路の増設 建屋内の人員を安全に避難させるために設置する ・通信連絡設備(電話設備)の増設 通信連絡設備の多様性を確保するために電話設備(無線式)を設置する
員数		1式
一般仕様	型式	本体 : 鉄筋コンクリート造、2階建 連絡通路 : 鉄骨造 平屋
	主要な構造材	表ハ建-2に示す
	寸法(単位:m)	(本体) [] (排気塔: []) (連絡通路) [] 延べ床面積約1,900㎡
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態		-

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

追表ハ建-1-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請:表ハ建-1) (2/6)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	[3.2-建 1]加工棟領域は、領域同士での相互干渉がないように、工場棟領域とは関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法以上離れた配置とし、それ以外の領域とは建物の壁の合計の厚さを30.5cm以上のコンクリートとする(工場棟領域、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域のユニットとの必要離隔距離については次回以降申請)(第3核燃料倉庫の臨界隔離壁については次回以降申請)
	火災等による損傷の防止	[4.1-建 1]自動火災報知設備(899,900,901)を設置(感知器(煙):33個、(熱):11個)(警報設備(ベル):4個)(図リ建-5,6) [4.1-建 2]手で火災信号を発信する発信機(P型)を設置(4個)(899,901)(図リ建-5,6) [4.1-建 3]消火器を設置(粉末消火器10型:11本、20型:3本、二酸化炭素消火器7型:2本、金属用消火器:1本)(894,898)(図リ建-7,8) [4.1-建 4]屋外消火栓を設置(1基、ホース20m×2本)、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続(894,895)(図リ建-7) [11.1-建 5](6次)屋外消火栓から各部屋へのアクセスルートを設定する。 [4.3-建 1]耐火構造または不燃性材料を使用(主要構造材を表ハ建-2に示す)構造スリットに耐火材(ロックウール)を充填し難燃性のシーリング材で封止 [4.3-建 2]緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(845)の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用(図リ建-9,10) [4.3-建 3]原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に火災区域を設定(P1:加工棟成型工場本体1F、階段、及び連絡通路、P2:加工棟成型工場本体2Fフィルタ室、P3:加工棟成型工場本体2F機械室、P4:加工棟成型工場本体1F前室(1))(図ハ建-3,4) [4.3-建 4]等価時間は耐火時間を超えない(火災区域の耐火時間1.0hに対し等価時間0.01~0.39h) [4.3-建 5]防火壁、防火扉、防火シャッターまたは防火ダンパーを設置し、当該火災区域外への延焼を防止 [4.3-建 6]建築基準法施行令第129条の2の5第1項第七号に基づき、防火壁の貫通部は、国土交通大臣の認定を受けた工法で施工 [4.3-建 7]常用電源系統、非常用電源系統の全ての配電盤に配線用遮断器を設置
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建 1]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、十分な支持性能を有するN値30以上の砂礫層に達する杭による杭基礎により支持する。1階床の土間コンクリートは、十分な地耐力を有する地表近くのローム層により支持する [5.1-建 2]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、N値30以上の十分な支持性能を有し、液状化の恐れがない地盤に設置し、地震力が作用した場合においても安全機能を有する施設を十分に支持する [5.1-設 1]安全機能を有する設備・機器は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構造物に設置する
	地震による損傷の防止	[5.2.1-建 1]加工棟成型工場、緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))は、耐震重要度分類第1類、非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))は第3類に分類 [5.2.1-建 2]耐震重要度分類第1類である加工棟成型工場、緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))は、耐震重要度分類3類の設備の破損による波及的影響により破損しない 加工棟成型工場に設置している耐震重要度分類3類の非常用設備は、耐震重要度分類1類の建物及び構築物に、個別のボルトまたは溶接で固定する [5.2.1-建 3]加工棟成型工場に収納する設備・機器の耐震重要度分類は、第1類、第2類、第3類であり、建物である加工棟成型工場は第1類とする [5.2.1-建 4]加工棟成型工場本体と連絡通路及び連絡通路と使用施設は、構造的に分離して隣接しているため、エキスパンションジョイントを介して接続 [5.2.1-建 5]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、表ハ建-2に示す主要な構造材により耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止 [5.2.1-建 6]緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止 [5.2.1-建 7]非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、耐震重要度分類3類の地震力による損傷を防止
	津波による損傷の防止	[5.3-建 1]基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地

644

追表ハ建-1-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請:表ハ建-1) (2/6)

技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	[3.2-建 1]加工棟領域は、領域同士での相互干渉がないように、工場棟領域とは関係する単一ユニットの中心を結ぶ線に直交する面への単一ユニットの投影の最大寸法以上離れた配置とし、それ以外の領域とは建物の壁の合計の厚さを30.5cm以上のコンクリートとする(工場棟領域、原料貯蔵所領域、シリンダ洗浄棟領域のユニットとの必要離隔距離については次回以降申請)(第3核燃料倉庫の臨界隔離壁については次回以降申請)
	火災等による損傷の防止	[4.1-建 1]自動火災報知設備(899,900,901)を設置(感知器(煙):33個、(熱):11個)(警報設備(ベル):4個)(図リ建-5,6) [4.1-建 2]手で火災信号を発信する発信機(P型)を設置(4個)(899,901)(図リ建-5,6) [4.1-建 3]消火器を設置(粉末消火器10型:11本、20型:3本、二酸化炭素消火器7型:2本、金属用消火器:1本)(894,898)(図リ建-7,8) [4.1-建 4]屋外消火栓を設置(1基、ホース20m×2本)、また、屋外消火栓は、防火水槽(100m ³ ×2)と消火水配管により接続(894,895)(図リ建-7) [11.1-建 5](6次)屋外消火栓から各部屋へのアクセスルートを設定する。 [4.3-建 1]耐火構造または不燃性材料を使用(主要構造材を表ハ建-2に示す)構造スリットに耐火材(ロックウール)を充填し難燃性のシーリング材で封止 [4.3-建 2]緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(845)の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用(図リ建-9,10) [4.3-建 3]原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に火災区域を設定(P1:加工棟成型工場本体1F、階段、及び連絡通路、P2:加工棟成型工場本体2Fフィルタ室、P3:加工棟成型工場本体2F機械室、P4:加工棟成型工場本体1F前室(1))(図ハ建-3,4) [4.3-建 4]等価時間は耐火時間を超えない(火災区域の耐火時間1.0hに対し等価時間0.01~0.39h) [4.3-建 5]防火壁、防火扉、防火シャッターまたは防火ダンパーを設置し、当該火災区域外への延焼を防止 <u>防火扉のガラリに設置する補修材は、火災時に温度ヒューズが溶断し、落下閉止する鋼板により延焼を防止</u> [4.3-建 6]建築基準法施行令第129条の2の5第1項第七号に基づき、防火壁の貫通部は、国土交通大臣の認定を受けた工法で施工 [4.3-建 7]常用電源系統、非常用電源系統の全ての配電盤に配線用遮断器を設置
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-建 1]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、十分な支持性能を有するN値30以上の砂礫層に達する杭による杭基礎により支持する。1階床の土間コンクリートは、十分な地耐力を有する地表近くのローム層により支持する [5.1-建 2]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、N値30以上の十分な支持性能を有し、液状化の恐れがない地盤に設置し、地震力が作用した場合においても安全機能を有する施設を十分に支持する [5.1-設 1]安全機能を有する設備・機器は、地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置した建物・構造物に設置する
	地震による損傷の防止	[5.2.1-建 1]加工棟成型工場、緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))は、耐震重要度分類第1類、非常用通報設備(非常ベル設備(890,891)、放送設備(890,892))、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明(902,903)、誘導灯(902,904))は第3類に分類 [5.2.1-建 2]耐震重要度分類第1類である加工棟成型工場、緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))は、耐震重要度分類3類の設備の破損による波及的影響により破損しない 加工棟成型工場に設置している耐震重要度分類3類の非常用設備は、耐震重要度分類1類の建物及び構築物に、個別のボルトまたは溶接で固定する [5.2.1-建 3]加工棟成型工場に収納する設備・機器の耐震重要度分類は、第1類、第2類、第3類であり、建物である加工棟成型工場は第1類とする [5.2.1-建 4]加工棟成型工場本体と連絡通路及び連絡通路と使用施設は、構造的に分離して隣接しているため、エキスパンションジョイントを介して接続 [5.2.1-建 5]加工棟成型工場本体及び連絡通路は、表ハ建-2に示す主要な構造材により耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止 [5.2.1-建 6]緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))は、耐震重要度分類第1類の地震力による損傷を防止 [5.2.1-建 7]非常用通報設備(非常ベル設備、放送設備)、消火設備(屋外消火栓)、自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)、緊急対策設備(1)(非常用照明、誘導灯)は、耐震重要度分類3類の地震力による損傷を防止

644

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由
-----------------------------------	-----	------

追表ハ建-1-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請:表ハ建-1) (3/6)

技術基準に基く設計(注)	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建1] (竜巻):建物の外壁及び屋根は、表ハ建-2に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッター(図ハ建-3~6)、ガラリ(図ハ建-5,6)によりF1竜巻に対して損傷しない</p> <p>[5.4.1-建2] (洪水):久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地</p> <p>[5.4.1-建3] (凍結):屋外消火栓は気温-12.7℃に対し不凍式の屋外消火栓の設置及び配管埋設(地表から300mm以上の深さに埋設)により凍結を防止</p> <p>[5.4.1-建4] (降水):降水量100mm/hの雨水に対し雨樋、勾配により排出できる設計、また、屋根には防水層を施工し、雨漏りを防止</p> <p>[5.4.1-建5] (積雪):表ハ建-2に示す主要な構造材により積雪30cmの荷重に耐える設計、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力</p> <p>[5.4.1-建10] (落雷):加工施設の高さは図ハ建-7に示すように最大で約12m(排気塔を含めると約15m)であり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要</p> <p>[5.4.1-建6] (地滑り):東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生しない場所に立地</p> <p>[5.4.1-建7] (火山の影響):表ハ建-2に示す主要な構造材により鉄筋コンクリート屋根の加工棟成型工場本体は、降下火砕物で約28cm(約168cmの積雪に相当)に耐える実力、ALC屋根の連絡通路は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)に耐える実力</p> <p>[5.4.1-建8] (生物学的事象):外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの前にフィルタを設置</p> <p>[5.4.1-建9] (森林火災):加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地</p> <p>[5.4.2-建1] (外部火災・爆発、有毒ガス):表ハ建-2に示す主要な構造材、及び防水層により敷地内外の火災・爆発に対し損傷しない設計、また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない</p> <p>[5.4.2-建2] (ダム)の崩壊:加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地</p> <p>[5.4.2-建3] (船舶の衝突):船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[5.5.1-建1]表ハ建-2に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッター(図ハ建-3~6)等の堅牢な障壁を有する</p> <p>[5.5.1-建2]情報システムは外部からの不正アクセスを遮断する</p>
	溢水による損傷の防止	<p>[5.6.1-建1]第1種管理区域から第2種管理区域または非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、加工棟成型工場に下記の耐食性を有する材料で、本体の1階及び連絡通路には高さ80mm以上、加工棟成型工場2階には40mm以上の堰を設置(固定式(80mm以上:4個、40mm以上:2個)、脱着式(80mm以上:1個))</p> <p>固定式堰の主な材料 アンカー:SUS304、鋼材:SUS304等辺山形鋼、コーキング材:フッ素樹脂系コーキング材</p> <p>脱着式堰の主な材料 アンカー:SUS304、止水板:アルミニウム合金板+クロロブレンゴムスポンジ、コーキング材:フッ素樹脂系コーキング材</p> <p>[5.6.1-建2]加工棟成型工場の溢水防止のための堰に漏水検知警報設備(846)(今後設工認申請)を設置する設計</p> <p>[5.6.1-建3]加工棟成型工場内の部屋に設置する扉はノンエアタイト仕様とする</p> <p>[5.6.1-建4]加工棟成型工場の全ての配電盤には配線用遮断器を設置、また、火災防護対象設備(電気設備)は、溢水高さよりも高い位置に設置</p>
	材料及び構造	-

645

追表ハ建-1-1 加工棟 成型工場 仕様表 (2次申請:表ハ建-1) (3/6)

技術基準に基く設計(注)	津波による損傷の防止	[5.3-建1]基準津波の最大遡上高さ12.3mと比べて十分高い海拔約30m~32mの高台に立地
	外部からの衝撃による損傷の防止	<p>[5.4.1-建1] (竜巻):建物の外壁及び屋根は、表ハ建-2に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッター(図ハ建-3~6)、ガラリ(図ハ建-5,6)によりF1竜巻に対して損傷しない</p> <p>[5.4.1-建2] (洪水):久慈川の氾濫の影響のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地</p> <p>[5.4.1-建3] (凍結):屋外消火栓は気温-12.7℃に対し不凍式の屋外消火栓の設置及び配管埋設(地表から300mm以上の深さに埋設)により凍結を防止</p> <p>[5.4.1-建4] (降水):降水量100mm/hの雨水に対し雨樋、勾配により排出できる設計、また、屋根には防水層を施工し、雨漏りを防止</p> <p>[5.4.1-建5] (積雪):表ハ建-2に示す主要な構造材により積雪30cmの荷重に耐える設計、屋根は約60cm相当の積雪に耐える実力</p> <p>[5.4.1-建10] (落雷):加工施設の高さは図ハ建-7に示すように最大で約12m(排気塔を含めると約15m)であり、建築基準法第三十三条にある高さ20m以上に該当せず、また危険物の規制に関する政令第十条や消防法第十条に定める指定数量以上の危険物の貯蔵及び取扱いの施設に該当しないため避雷設備の設置は不要</p> <p>[5.4.1-建6] (地滑り):東海村洪水・土砂災害ハザードマップに基づく土砂災害の発生しない場所に立地</p> <p>[5.4.1-建7] (火山の影響):表ハ建-2に示す主要な構造材により鉄筋コンクリート屋根の加工棟成型工場本体は、降下火砕物で約28cm(約168cmの積雪に相当)に耐える実力、ALC屋根の連絡通路は、降下火砕物(湿潤密度1.2g/cm³)で約10cm(約60cmの積雪に相当)に耐える実力</p> <p>[5.4.1-建8] (生物学的事象):外部から工水を供給する配管にストレーナ(60メッシュ)を設置、また、外気取入用ファンの前にフィルタを設置</p> <p>[5.4.1-建9] (森林火災):加工施設から最も近い雑木林まで約400m以上の離隔距離があり森林火災の影響のおそれのない場所に立地</p> <p>[5.4.2-建1] (外部火災・爆発、有毒ガス):表ハ建-2に示す主要な構造材、及び防水層により敷地内外の火災・爆発に対し損傷しない設計、また、当社の周辺に有毒ガスを扱う施設はない</p> <p>[5.4.2-建2] (ダム)の崩壊:加工施設の北方約2.5km離れた低地を流れる久慈川上流の竜神ダムの崩壊による浸水のおそれのない海拔約30m~32mの高台に立地</p> <p>[5.4.2-建3] (船舶の衝突):船舶衝突のおそれのない海岸から約6km離れた場所に立地</p>
	人の不法な侵入等の防止	<p>[5.5.1-建1]表ハ建-2に示す主要な構造材、鉄扉及びシャッター(図ハ建-3~6)等の堅牢な障壁を有する</p> <p>[5.5.1-建2]情報システムは外部からの不正アクセスを遮断する</p>
	溢水による損傷の防止	<p>[5.6.1-建1]第1種管理区域から第2種管理区域または非管理区域への溢水の漏えいを防止するため、加工棟成型工場に下記の耐食性を有する材料で、本体の1階及び連絡通路には高さ80mm以上、加工棟成型工場2階には40mm以上の堰を設置(固定式(80mm以上:4個、40mm以上:2個)、脱着式(80mm以上:1個))</p> <p>固定式堰の主な材料 アンカー:SUS304、鋼材:SUS304等辺山形鋼、コーキング材:フッ素樹脂系コーキング材</p> <p>脱着式堰の主な材料 アンカー:SUS304、止水板:アルミニウム合金板+クロロブレンゴムスポンジ、コーキング材:フッ素樹脂系コーキング材</p> <p>[5.6.1-建2]加工棟成型工場の溢水防止のための堰に漏水検知警報設備(846)(今後設工認申請)を設置する設計</p> <p>[5.6.1-建3]加工棟成型工場内の部屋に設置する扉はノンエアタイト仕様とする</p> <p>[5.6.1-建4]加工棟成型工場の全ての配電盤には配線用遮断器を設置、また、火災防護対象設備(電気設備)は、溢水高さよりも高い位置に設置</p>
材料及び構造	-	

645

前頁の変更に伴う文章の移動。(本頁に内容の変更はない)

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

追表ハ建-1-2 工場棟成型工場 仕様表(4次申請:表ハ建-1)(2/17)

変更内容	<p>改造</p> <p>1-3.延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に工場棟成型工場ペレット加工室と2階通路の境界に耐火壁を追設する シャッタ改造 内部火災による延焼防止を目的に工場棟成型工場と工場棟組立工場の境界のシャッタを改造する <p>2.非常用設備の変更</p> <p>2-1.非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) <p>2-2.非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-3.非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-4.非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-5.非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
員数	1式
一般仕様	<p>型式</p> <p>本体 : 鉄筋コンクリート造(屋根構造:鉄筋コンクリート造、鉄骨造)、一部3階建</p> <p>屋根 : 折板(二重構造)</p> <p>基礎 : 杭基礎</p>
主要な構造材	表ハ建-2に示す
寸法(単位:m)	(本体) [] (排気塔: []) 延べ床面積:約4,700m ²
その他の構成機器	-
その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-

650

追表ハ建-1-2 工場棟成型工場 仕様表(4次申請:表ハ建-1)(2/17)

変更内容	<p>改造</p> <p>1-3.延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に工場棟成型工場ペレット加工室と2階通路の境界に耐火壁を追設する シャッタ改造 内部火災による延焼防止を目的に工場棟成型工場と工場棟組立工場の境界のシャッタを改造する <ul style="list-style-type: none"> <u>鉄扉補強</u> 内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場棟成型工場と放射線管理棟の境界にある鉄扉のガラリを鋼板にて閉塞する <u>鉄扉交換</u> 内部火災による延焼防止と航空機落下による火災防止を目的に工場棟成型工場と工場棟組立工場の境界にある鉄扉を交換する <p>2.非常用設備の変更</p> <p>2-1.非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(一部脱着式)の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) <p>2-2.非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-3.非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る 消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-4.非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-5.非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る
員数	1式
一般仕様	<p>型式</p> <p>本体 : 鉄筋コンクリート造(屋根構造:鉄筋コンクリート造、鉄骨造)、一部3階建</p> <p>屋根 : 折板(二重構造)</p> <p>基礎 : 杭基礎</p>
主要な構造材	表ハ建-2に示す
寸法(単位:m)	(本体) [] (排気塔: []) 延べ床面積:約4,700m ²
その他の構成機器	-
その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-

650

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

追表八建-1-2 工場棟成型工場 仕様表(4次申請:表八建-1)(3/17)

追表八建-1-2 工場棟成型工場 仕様表(4次申請:表八建-1)(3/17)

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域(次回以降申請) シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) 加工棟領域(次回以降申請) 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> <u>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。第2核燃料倉庫領域ユニット</u>
	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 感知器(煙):35個(2階:7個、3階:28個) 感知器(熱):<u>194</u>個(1階:19個、2階:159個、3階:16個) 感知器(空気管式):2基(3階) 警報設備(ベル):16個(1階:5個、2階:5個、3階:6個) 設置設備の配置 図リ建-26~28参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 発信機(P型):10個(1階:3個、2階:3個、3階:4個) 設置設備の配置 図リ建-26~28参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 粉末消火器10型:41本(1階:3本、2階:19本、3階:19本) 粉末消火器20型:3本(1階) 粉末消火器50型:10本(1階:1本、3階:9本) 二酸化炭素消火器7型:44本(1階) 二酸化炭素消火器50型:1本(1階) 金属用消火器:2本(1階) 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-39~41参照

技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域(次回以降申請) シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) 加工棟領域(次回以降申請) 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> <u>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。第2核燃料倉庫領域ユニット</u>
	火災等による損傷の防止	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 感知器(煙):35個(2階:7個、3階:28個) 感知器(熱):<u>195</u>個(1階:19個、2階:159個、3階:<u>17</u>個) 感知器(空気管式):2基(3階) 警報設備(ベル):16個(1階:5個、2階:5個、3階:6個) 設置設備の配置 図リ建-26~28参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 発信機(P型):10個(1階:3個、2階:3個、3階:4個) 設置設備の配置 図リ建-26~28参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 粉末消火器10型:41本(1階:3本、2階:19本、3階:19本) 粉末消火器20型:3本(1階) 粉末消火器50型:10本(1階:1本、3階:9本) 二酸化炭素消火器7型:44本(1階) 二酸化炭素消火器50型:1本(1階) 金属用消火器:2本(1階) 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-39~41参照

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由												
<p style="text-align: center;">追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表(4次申請:表ホ建-1-1)(3/14)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域(次回以降申請) ◦ シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) ◦ 加工棟領域(次回以降申請) ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ <u>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。</u> <ul style="list-style-type: none"> ◦ <u>第2核燃料倉庫領域ユニット</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> <p>火災等による損傷の防止</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):5個 ◦ 感知器(熱):7個 ◦ 感知器(空気管式):22基 ・ 警報設備(ベル):6個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29~30参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:3本 ◦ 二酸化炭素消火器7型:36本 ◦ 金属用消火器:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-42参照 <p>[4.1-建4]</p> <p>第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:1本 ・ 設置設備の配置 なお、上記本数は[4.1-建3]に記載の本数の内数となる。 図リ建-42参照 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1065</p>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域(次回以降申請) ◦ シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) ◦ 加工棟領域(次回以降申請) ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ <u>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。</u> <ul style="list-style-type: none"> ◦ <u>第2核燃料倉庫領域ユニット</u> 		<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):5個 ◦ 感知器(熱):7個 ◦ 感知器(空気管式):22基 ・ 警報設備(ベル):6個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29~30参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:3本 ◦ 二酸化炭素消火器7型:36本 ◦ 金属用消火器:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-42参照 <p>[4.1-建4]</p> <p>第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:1本 ・ 設置設備の配置 なお、上記本数は[4.1-建3]に記載の本数の内数となる。 図リ建-42参照 	<p style="text-align: center;">追表ホ建-1 工場棟組立工場 仕様表(4次申請:表ホ建-1-1)(3/14)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20px; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 20%; vertical-align: top;"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域(次回以降申請) ◦ シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) ◦ 加工棟領域(次回以降申請) ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ <u>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。</u> <ul style="list-style-type: none"> ◦ <u>第2核燃料倉庫領域ユニット</u> </td> </tr> <tr> <td></td> <td style="vertical-align: top;"> <p>火災等による損傷の防止</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):5個 ◦ 感知器(熱):<u>8</u>個 ◦ 感知器(空気管式):22基 ・ 警報設備(ベル):6個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29~30参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:3本 ◦ 二酸化炭素消火器7型:36本 ◦ 金属用消火器:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-42参照 <p>[4.1-建4]</p> <p>第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:1本 ・ 設置設備の配置 なお、上記本数は[4.1-建3]に記載の本数の内数となる。 図リ建-42参照 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1065</p>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域(次回以降申請) ◦ シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) ◦ 加工棟領域(次回以降申請) ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ <u>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。</u> <ul style="list-style-type: none"> ◦ <u>第2核燃料倉庫領域ユニット</u> 		<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):5個 ◦ 感知器(熱):<u>8</u>個 ◦ 感知器(空気管式):22基 ・ 警報設備(ベル):6個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29~30参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:3本 ◦ 二酸化炭素消火器7型:36本 ◦ 金属用消火器:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-42参照 <p>[4.1-建4]</p> <p>第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:1本 ・ 設置設備の配置 なお、上記本数は[4.1-建3]に記載の本数の内数となる。 図リ建-42参照 	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域(次回以降申請) ◦ シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) ◦ 加工棟領域(次回以降申請) ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ <u>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。</u> <ul style="list-style-type: none"> ◦ <u>第2核燃料倉庫領域ユニット</u> 												
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):5個 ◦ 感知器(熱):7個 ◦ 感知器(空気管式):22基 ・ 警報設備(ベル):6個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29~30参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:3本 ◦ 二酸化炭素消火器7型:36本 ◦ 金属用消火器:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-42参照 <p>[4.1-建4]</p> <p>第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:1本 ・ 設置設備の配置 なお、上記本数は[4.1-建3]に記載の本数の内数となる。 図リ建-42参照 												
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p>	<p>[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 ・ 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 原料貯蔵所領域(次回以降申請) ◦ シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) ◦ 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) ◦ 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) ◦ 加工棟領域(次回以降申請) ・ 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> ・ <u>工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。</u> <ul style="list-style-type: none"> ◦ <u>第2核燃料倉庫領域ユニット</u> 												
	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 感知器(煙):5個 ◦ 感知器(熱):<u>8</u>個 ◦ 感知器(空気管式):22基 ・ 警報設備(ベル):6個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29~30参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 発信機(P型):3個 ・ 設置設備の配置 図リ建-29参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:3本 ◦ 二酸化炭素消火器7型:36本 ◦ 金属用消火器:3本 ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-42参照 <p>[4.1-建4]</p> <p>第2種管理区域で金属製の容器に収納できない可燃物があるため周辺に粉末消火器を追加配置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> ◦ 粉末消火器10型:1本 ・ 設置設備の配置 なお、上記本数は[4.1-建3]に記載の本数の内数となる。 図リ建-42参照 												

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

追表へ建-1-4 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(1/15)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(855)建物 付属建物 第2核燃料倉庫 (856)堰(内部溢水止水用) (890,891)非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1)参照
機器名		付属建物第2核燃料倉庫 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路
変更内容		改造 1.建物の改造工事 1-1.耐震性能向上のために以下の補強を行う ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2.耐電巻性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉交換(交換により延焼防止も向上) F1 電巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第2核燃料倉庫前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する 2.非常用設備の変更 2-1.非常用設備の新設 ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体及び前室の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 2-2.非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る 2-3.非常用設備の仮移設及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設及び改造 第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る

1201

追表へ建-1-4 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表(4次申請:表へ建-1-1)(1/15)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(855)建物 付属建物 第2核燃料倉庫 (856)堰(内部溢水止水用) (890,891)非常用設備 非常用通報設備 非常ベル設備 (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路
設置場所		敷地内建物配置図(図イ建-1)参照
機器名		付属建物第2核燃料倉庫 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 非常ベル設備 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路
変更内容		改造 1.建物の改造工事 1-1.耐震性能向上のために以下の補強を行う ・エキスパンションジョイント改造 工場棟転換工場及び除染室・分析室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2.耐電巻性能向上のために以下の補強を行う ・鉄扉交換(交換により延焼防止も向上) F1 電巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために第2核燃料倉庫前室の鉄扉を新たな鉄扉に交換する <u>1-3.火災区域外への延焼防止のために以下の補強を行う</u> ・ <u>鉄扉補強</u> <u>第2核燃料倉庫本体の鉄扉のガラリを火災時に閉止する鋼板により補修する</u> 2.非常用設備の変更 2-1.非常用設備の新設 ・緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 本体及び前室の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) 2-2.非常用設備の増設 ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体及び前室の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の増設 本体に電話設備の増設により、工場外への通信連絡を図る 2-3.非常用設備の仮移設及び改造 ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の仮移設及び改造 第2核燃料倉庫前室の自動火災報知設備を取り外し、仮移設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る

1201

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由
-----------------------------------	-----	------

追表へ建-1-4 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (4/15)

技術基準に基づいて設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 屋外消火栓:不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図り建-35参照) 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図り建-35参照) 建物各部から防火水槽までの水平距離:100m以下(図り建-35-2参照) 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図り建-35参照 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図り建-35-1参照 <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2核燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 材料 <ul style="list-style-type: none"> 主要構造材を表へ建-2-1に示す。 <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(858):ステンレス鋼(固定式)(配置を図り建-58に示す) 使用材料:表へ建-2-1参照 <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図り建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)を含む。</p> <p>[4.3-建4] <u>第2核燃料倉庫本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリー部の火災区域は気体遮断設備(1)(608,614)で構成される。</u> なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災区域毎の材料及び厚さ:図り建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> 図へ建-1参照 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> 図り建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火シールの材料 <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第二百九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール
----------------	--

1204

追表へ建-1-4 付属建物第2核燃料倉庫 仕様表 (4次申請:表へ建-1-1) (4/15)

技術基準に基づいて設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 屋外消火栓:不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図り建-35参照) 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図り建-35参照) 建物各部から防火水槽までの水平距離:100m以下(図り建-35-2参照) 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図り建-35参照 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図り建-35-1参照 <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2核燃料倉庫は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 材料 <ul style="list-style-type: none"> 主要構造材を表へ建-2-1に示す。 <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(3)(堰(内部止水水用))(856):ステンレス鋼(固定式)(配置を図り建-56に示す) 使用材料:表へ建-2-1参照 <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図り建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)を含む。</p> <p>[4.3-建4] <u>第2核燃料倉庫本体各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。ガラリー部の火災区域は気体遮断設備(1)(608,614)で構成される。</u> なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災区域毎の材料及び厚さ:図り建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉を設置する。 <u>防火扉のガラリーに設置する補修材は、火災時に温度ヒューズが熔断し、落下閉止する鋼板により延焼を防止する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> 図へ建-1参照 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> 図り建-8-1(3/4)参照 <p>[4.3-建7] 電力用、計測用及び制御用ケーブルが貫通する壁には、耐火シールを施工する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火シールの材料 <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法施行令第二百九条の二の四第1項第七号に基づき、国土交通大臣の認定を受けた耐火シール
----------------	--

1204

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表ト-3 付属建物第1廃棄物処理所前室の工事番号及び工事名称と工事の主目的

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書-建2参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建3参照)
7-a. 第1廃棄物処理所前室の新設	—	—

注)：・4. 工事の方法 4.1.2. 付属建物第1廃棄物処理所前室(1)手順 参照
 ・表ト建-2-2 付属建物第1廃棄物処理所前室 主要な構造材の仕様表 参照
 ・I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/4)及び表1-3-8 参照
 ・図イ建-1-2(1/3) 及び 図イ建-1-3(1/2) 参照

表ト-4 付属建物第2廃棄物処理所の工事番号及び工事名称と工事の主目的

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書-建2参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建3参照)	火災等による損傷の防止に関する説明書 (添付説明書-建6参照)
8-a. 柱梁仕口部補強	○	—	—
8-b. 外部階段移設	—	—	—
8-c. 耐火壁追設	—	—	○
8-d. エキスパンションジョイント改造	○	—	—
8-e. 鋼板新設	—	○	—
8-f. 外壁サイディング補強	—	○	—
8-g. 鉄扉新設	—	○	—
8-h. 鉄扉補強	—	○	—
8-i. 折板追設補強	—	○	—

注)：・4. 工事の方法 4.1.3. 付属建物第2廃棄物処理所(1)手順 参照
 ・表ト建-2-3 付属建物第2廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表 参照
 ・I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/4)及び表1-3-9(1/2)~(2/2) 参照
 ・図イ建-1-2(1/3)~(3/3) 及び 図イ建-1-3(2/2) 参照

1460

変更後

表ト-3 付属建物第1廃棄物処理所前室の工事番号及び工事名称と工事の主目的

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書-建2参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建3参照)
7-a. 第1廃棄物処理所前室の新設	—	—

注)：・4. 工事の方法 4.1.2. 付属建物第1廃棄物処理所前室(1)手順 参照
 ・表ト建-2-2 付属建物第1廃棄物処理所前室 主要な構造材の仕様表 参照
 ・I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/4)及び表1-3-8 参照
 ・図イ建-1-2(1/3) 及び 図イ建-1-3(1/2) 参照

表ト-4 付属建物第2廃棄物処理所の工事番号及び工事名称と工事の主目的

工事番号及び工事名称 ^(注)	耐震性能向上の補強方法 (添付説明書-建2参照)	耐竜巻性能向上の補強方法 (添付説明書-建3参照)	火災等による損傷の防止に関する説明書 (添付説明書-建6参照)
8-a. 柱梁仕口部補強	○	—	—
8-b. 外部階段移設	—	—	—
8-c. 耐火壁追設	—	—	○
8-d. エキスパンションジョイント改造	○	—	—
8-e. 鋼板新設	—	○	—
8-f. 外壁サイディング補強	—	○	—
8-g. 鉄扉新設	—	○	○
8-h. 鉄扉補強	—	○	—
8-i. 折板追設補強	—	○	—

注)：・4. 工事の方法 4.1.3. 付属建物第2廃棄物処理所(1)手順 参照
 ・表ト建-2-3 付属建物第2廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表 参照
 ・I-2 検査の項目及び方法 表1-1(1/4)及び表1-3-9(1/2)~(2/2) 参照
 ・図イ建-1-2(1/3)~(3/3) 及び 図イ建-1-3(2/2) 参照

1460

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由
<p>8-c. 耐火壁追設^(注3)：内部火災による延焼防止を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する。 配置を図ト建-3-1~2に示す。</p> <p>8-d. エキスパンションジョイント改造^(注4)：耐震性能向上を目的に、南北渡り廊下と付属建物第1廃棄物処理所及び付属建物シリンダ洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する。 配置を図イ建-1-5及び図ト建-3-1に示す。</p> <p>8-e. 鋼板新設^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体の1階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する。 配置を図ト建-3-1に示す。</p> <p>8-f. 外壁サイディング補強^(注2)^(注4)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。 また、南北渡り廊下と付属建物第1廃棄物処理所及び付属建物シリンダ洗浄棟との境界部にエキスパンションジョイントを設置する。 配置を図イ建-1-5及び図ト建-3-1~4及び6~20に、外壁サイディング補強及び増打ち基礎概略図を図ト建-3-21に示す。</p> <p>8-g. 鉄扉新設^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する。 配置を図イ建-1-6、図ト建-3-1及び図ト建-3-4に、建具表を図イ建-1-7に示す。</p> <p>8-h. 鉄扉補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する。 配置を図イ建-1-6、図ト建-3-1~2及び図ト建-3-4に、建具表を図イ建-1-7に、鉄扉補強図を図イ建-1-7-1に示す。</p> <p>8-i. 折板追設補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存ALC屋根は残置し、折板の追設により補強する。 配置を図ト建-3-3に示す。</p> <p>注)：適用指針 注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会) 注2) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—(日本建築学会) 注3) 石膏ボード施工マニュアル(石膏ボード工業会) 注4) 建築用エキスパンションジョイントの手引き (日本エキスパンションジョイント工業会)</p> <p>(2) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。 ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。</p> <p>b. 安全管理(防火、汚染防止を含む) ・ 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる</p> <p>1498</p>	<p>8-c. 耐火壁追設^(注3)：内部火災による延焼防止を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する。 配置を図ト建-3-1~2に示す。</p> <p>8-d. エキスパンションジョイント改造^(注4)：耐震性能向上を目的に、南北渡り廊下と付属建物第1廃棄物処理所及び付属建物シリンダ洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する。 配置を図イ建-1-5及び図ト建-3-1に示す。</p> <p>8-e. 鋼板新設^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体の1階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する。 配置を図ト建-3-1に示す。</p> <p>8-f. 外壁サイディング補強^(注2)^(注4)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。 また、南北渡り廊下と付属建物第1廃棄物処理所及び付属建物シリンダ洗浄棟との境界部にエキスパンションジョイントを設置する。 配置を図イ建-1-5及び図ト建-3-1~4及び6~20に、外壁サイディング補強及び増打ち基礎概略図を図ト建-3-21に示す。</p> <p>8-g. 鉄扉新設^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する。 <u>内部火災による延焼防止を目的に付属建物第2廃棄物処理所更衣室の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-149)を新設する。</u> 配置を図イ建-1-6、図ト建-3-1及び図ト建-3-4に、建具表を図イ建-1-7に示す。</p> <p>8-h. 鉄扉補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する。 配置を図イ建-1-6、図ト建-3-1~2及び図ト建-3-4に、建具表を図イ建-1-7に、鉄扉補強図を図イ建-1-7-1に示す。</p> <p>8-i. 折板追設補強^(注2)：耐竜巻性能向上を目的に、付属建物第2廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存ALC屋根は残置し、折板の追設により補強する。 配置を図ト建-3-3に示す。</p> <p>注)：適用指針 注1) 鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説(日本建築学会) 注2) 鋼構造設計規準—許容応力度設計法—(日本建築学会) 注3) 石膏ボード施工マニュアル(石膏ボード工業会) 注4) 建築用エキスパンションジョイントの手引き (日本エキスパンションジョイント工業会)</p> <p>(2) 工事上の注意事項 a. 一般事項 ・ 工事の実施にあたっては、労働安全衛生法等の関連法令及び保安規定に基づく当社の各種要領に従い、労働災害の防止に努める。 ・ 作業場所は必要に応じて区画し、標識・表示等により周知を図るとともに、関係者以外の立ち入りを制限する。 ・ 工事に伴う騒音等にも配慮し、必要に応じて、防音シート等を設置し、周辺環境への影響を軽減する。</p> <p>1498</p>	<p>鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由
<p>養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。 第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。 <p>c. 入退域・放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は管理区域内にて実施するため、作業員は、入退域時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 <p>d. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用する工具・機器は、使用前に点検する。 <p>e. 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。 <p style="text-align: center;">1499</p>	<p>b. 安全管理（防火、汚染防止を含む）</p> <ul style="list-style-type: none"> 改造工事に伴い工事に火気を使用する場合には、周辺設備・機器に難燃性シートによる養生を行うとともに、必要に応じて工事で発生する粉塵、ヒュームを処理するための局所排気設備を仮設する。 火気作業を行う場合には、作業エリア周辺に可燃物、危険物が無いことを確認するとともに、工事対象となるエリアから可燃物が除去されていることを確認する。 火気作業を行う場合には、社内の管理要領に従い、計画書・点検記録等の確認を適宜実施する。 改造工事に伴い、周囲の設備・機器に影響がないように工事を行うとともに、汚染拡大が想定される場合には、グリーンハウスを仮設する。 第1種管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域内の仮置き場所にて保管する。第2種管理区域及び非管理区域で取り外した設備・機器は、第1種管理区域以外の仮置き場所にて保管する。 高所作業等、作業員、作業環境又は周辺環境への危険源を想定し、必要に応じて、リスクアセスメントを行い、災害の防止を図る等の安全対策を実施する。 <p>c. 入退域・放射線管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 本工事は管理区域内にて実施するため、作業員は、入退域時に予め定められた管理区域出入口を経由するとともに、個人用の線量測定器や必要な安全保護具を着用する。 <p>d. その他</p> <ul style="list-style-type: none"> 使用する工具・機器は、使用前に点検する。 <p>e. 緊急時の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 現場で緊急事態（火災・救急等）が発生した場合には、緊急時対応要領に従い、予め定められた連絡先に通報・連絡するとともに、作業を一時中断する等の必要な措置を実施する。 緊急事態が発生した場合に備え、予め工事中の安全避難通路を確保する。 <p style="text-align: center;">1499</p>	<p>前頁の変更に伴う文章の移動。（本頁に内容の変更はない）</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(2/17)

変更内容	改造
	<p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 柱梁仕口部補強 第2廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とブレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追設、又は既存の座金とベースプレートを溶接により補強する エキスパンションジョイント改造 南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する <p>1-2. 耐電圧性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁サイディング補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。また、南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との境界にエキスパンションジョイントを設置する 鉄扉新設 第2廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する 鉄扉補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する 折板追設補強 第2廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存ALC屋根は残置し、折板の追設により補強する 鋼板新設 第2廃棄物処理所本体の1階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に、第2廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する <p>1-4. 外部階段移設</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する

1593

表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(2/17)

変更内容	改造
	<p>1. 建物の改造工事</p> <p>1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 柱梁仕口部補強 第2廃棄物処理所本体の柱と梁、又は柱とブレース(筋交い)の仕口部(接合部)に鋼板(リブプレート)を追設、又は既存の座金とベースプレートを溶接により補強する エキスパンションジョイント改造 南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する <p>1-2. 耐電圧性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 外壁サイディング補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の外壁全面をサイディングで補強する。また、サイディング下地鉄骨を支持するため、基礎梁部に鉄筋コンクリートを増打ちする。また、南北渡り廊下と第1廃棄物処理所及びシリンダ洗浄棟との境界にエキスパンションジョイントを設置する 鉄扉新設 第2廃棄物処理所本体の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-77)を新設する 鉄扉補強 第2廃棄物処理所本体及び南北渡り廊下の既存鉄扉(SD-36, SD-38, SD-75, SD-76及びSD-78)を鉄扉補強材により補強する 折板追設補強 第2廃棄物処理所の南北渡り廊下の既存ALC屋根は残置し、折板の追設により補強する 鋼板新設 第2廃棄物処理所本体の1階北面及び西面の既存窓の開口部を塞ぐため、鋼板を新設する <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> 耐火壁追設 内部火災による延焼防止を目的に、第2廃棄物処理所本体の間仕切り壁に耐火壁を追設する <ul style="list-style-type: none"> 鉄扉新設 内部火災による延焼防止を目的に、第2廃棄物処理所更衣室の既存ドアを撤去し、鉄扉(SD-149)を新設する <p>1-4. 外部階段移設</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2廃棄物処理所本体の外部階段の設置方向を変更する

1593

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(3/17)

変更内容	<p>改造</p> <p>2.非常用設備の変更</p> <p>2-1.非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設 第2廃棄物処理所本体の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 第2廃棄物処理所本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設 第2廃棄物処理所本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る <p>2-2.非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-3.非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第2廃棄物処理所本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-4.非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>2-5.非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る 消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
員数	1式
一般仕様	<p>型式</p> <p>本体 : 鉄骨造、2階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート(ALC)、(南北渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(南北渡り廊下) 直接基礎</p>
主要な構造材	表ト建-2-3に示す
寸法(単位:m)	(本体) [] (南渡り廊下(第1廃棄物処理所側)) [] (北渡り廊下(シンダ洗浄棟側)) [] 延べ床面積:(本体) 約385㎡ (渡り廊下) 約15㎡
その他の構成機器	-
その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-

1594

表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(3/17)

変更内容	<p>改造</p> <p>2.非常用設備の変更</p> <p>2-1.非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(2)飛散防止用防護ネットの新設 第2廃棄物処理所本体の屋根下に飛散防止用防護ネットを新設する 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(固定式)の新設 第2廃棄物処理所本体の床に固定式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る 緊急対策設備(3)堰(内部溢水止水用)(脱着式)の新設 第2廃棄物処理所本体の床に脱着式堰の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る <p>2-2.非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-3.非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 第2廃棄物処理所本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-4.非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る <p>2-5.非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る 緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る 非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る 非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る 消火設備(消火器)の復旧 仮移設した消火器の復旧により、初期消火における設備の確保を図る
員数	1式
一般仕様	<p>型式</p> <p>本体 : 鉄骨造、2階建 渡り廊下 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : (本体) 軽量気泡コンクリート(ALC)、(南北渡り廊下) ALC+折板 基礎 : (本体) 杭基礎、(南北渡り廊下) 直接基礎</p>
主要な構造材	表ト建-2-3に示す
寸法(単位:m)	(本体) [] (南渡り廊下(第1廃棄物処理所側)) [] (北渡り廊下(シンダ洗浄棟側)) [] 延べ床面積:(本体) 約385㎡ (渡り廊下) 約15㎡
その他の構成機器	-
その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-

1594

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由				
<p style="text-align: center;">表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(10/17)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 90%;"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 感知器(煙):2個(1階南北渡り廊下) ◦ 感知器(熱):7個(1階) ◦ 感知器(空気管式):5基(1階:1基、2階:4基) ◦ 警報設備(ベル):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照</p> <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 発信機(P型):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照</p> <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 粉末消火器10型:10本(1階:8本、2階:2本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-11、4-12参照</p> <p>[11.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可燃消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 屋外消火栓:不凍式3基(第2廃棄物処理所の近傍)(図リ非-4-1参照) ◦ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 ◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非-4-1参照) ◦ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-2参照</p> <p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2廃棄物処理所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-3に示す。</p> <p>[11.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性又は難燃性材料を使用する。 ・ 対象設備、配置 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット):図リ非-5-2参照 ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):図リ非-6-4参照 ・ 使用材料:表ト建-2-3参照 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) ステンレス鋼:ネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、 接合コイル、結束線 クロムモリブデン鋼:強力長シャックル ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1601</p>	技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 感知器(煙):2個(1階南北渡り廊下) ◦ 感知器(熱):7個(1階) ◦ 感知器(空気管式):5基(1階:1基、2階:4基) ◦ 警報設備(ベル):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照</p> <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 発信機(P型):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照</p> <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 粉末消火器10型:10本(1階:8本、2階:2本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-11、4-12参照</p> <p>[11.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可燃消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 屋外消火栓:不凍式3基(第2廃棄物処理所の近傍)(図リ非-4-1参照) ◦ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 ◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非-4-1参照) ◦ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-2参照</p> <p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2廃棄物処理所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-3に示す。</p> <p>[11.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性又は難燃性材料を使用する。 ・ 対象設備、配置 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット):図リ非-5-2参照 ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):図リ非-6-4参照 ・ 使用材料:表ト建-2-3参照 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) ステンレス鋼:ネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、 接合コイル、結束線 クロムモリブデン鋼:強力長シャックル ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)</p>	<p style="text-align: center;">表ト建-1-3 付属建物第2廃棄物処理所 仕様表(10/17)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td style="width: 90%;"> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 感知器(煙):2個(1階南北渡り廊下) ◦ 感知器(熱):8個(1階) ◦ 感知器(空気管式):5基(1階:1基、2階:4基) ◦ 警報設備(ベル):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照</p> <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 発信機(P型):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照</p> <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 粉末消火器10型:10本(1階:8本、2階:2本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-11、4-12参照</p> <p>[11.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可燃消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 屋外消火栓:不凍式3基(第2廃棄物処理所の近傍)(図リ非-4-1参照) ◦ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 ◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非-4-1参照) ◦ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-2参照</p> <p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2廃棄物処理所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-3に示す。</p> <p>[11.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性又は難燃性材料を使用する。 ・ 対象設備、配置 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット):図リ非-5-2参照 ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):図リ非-6-4参照 ・ 使用材料:表ト建-2-3参照 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) ステンレス鋼:ネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、 接合コイル、結束線 クロムモリブデン鋼:強力長シャックル ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1601</p>	技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 感知器(煙):2個(1階南北渡り廊下) ◦ 感知器(熱):8個(1階) ◦ 感知器(空気管式):5基(1階:1基、2階:4基) ◦ 警報設備(ベル):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照</p> <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 発信機(P型):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照</p> <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 粉末消火器10型:10本(1階:8本、2階:2本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-11、4-12参照</p> <p>[11.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可燃消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 屋外消火栓:不凍式3基(第2廃棄物処理所の近傍)(図リ非-4-1参照) ◦ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 ◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非-4-1参照) ◦ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-2参照</p> <p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2廃棄物処理所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-3に示す。</p> <p>[11.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性又は難燃性材料を使用する。 ・ 対象設備、配置 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット):図リ非-5-2参照 ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):図リ非-6-4参照 ・ 使用材料:表ト建-2-3参照 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) ステンレス鋼:ネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、 接合コイル、結束線 クロムモリブデン鋼:強力長シャックル ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)</p>	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 感知器(煙):2個(1階南北渡り廊下) ◦ 感知器(熱):7個(1階) ◦ 感知器(空気管式):5基(1階:1基、2階:4基) ◦ 警報設備(ベル):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照</p> <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 発信機(P型):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照</p> <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 粉末消火器10型:10本(1階:8本、2階:2本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-11、4-12参照</p> <p>[11.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可燃消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 屋外消火栓:不凍式3基(第2廃棄物処理所の近傍)(図リ非-4-1参照) ◦ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 ◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非-4-1参照) ◦ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-2参照</p> <p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2廃棄物処理所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-3に示す。</p> <p>[11.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性又は難燃性材料を使用する。 ・ 対象設備、配置 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット):図リ非-5-2参照 ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):図リ非-6-4参照 ・ 使用材料:表ト建-2-3参照 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) ステンレス鋼:ネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、 接合コイル、結束線 クロムモリブデン鋼:強力長シャックル ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)</p>					
技術基準に基づく設計(注)	<p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.1-建1] 消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 感知器(煙):2個(1階南北渡り廊下) ◦ 感知器(熱):8個(1階) ◦ 感知器(空気管式):5基(1階:1基、2階:4基) ◦ 警報設備(ベル):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照</p> <p>[11.1-建2] 消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 発信機(P型):2個(1階:1個、2階:1個) ・ 設置設備の配置 図リ非-3-6、3-7参照</p> <p>[11.1-建3] 消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 粉末消火器10型:10本(1階:8本、2階:2本) ・ 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ非-4-11、4-12参照</p> <p>[11.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓を設置する。 屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水配管により接続される。 なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可燃消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。 ・ 設置設備の種類と員数 ◦ 屋外消火栓:不凍式3基(第2廃棄物処理所の近傍)(図リ非-4-1参照) ◦ 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 ・ 設置設備の配置 ◦ 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ非-4-1参照) ◦ 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ非-4-2参照</p> <p>[11.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の第2廃棄物処理所は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。 ・ 材料 主要構造材を表ト建-2-3に示す。</p> <p>[11.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性又は難燃性材料を使用する。 ・ 対象設備、配置 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット):図リ非-5-2参照 ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):図リ非-6-4参照 ・ 使用材料:表ト建-2-3参照 ◦ 緊急対策設備(2)(飛散防止用防護ネット) ステンレス鋼:ネット、ワイヤーロープ、ターンバックル、シャックル、 接合コイル、結束線 クロムモリブデン鋼:強力長シャックル ◦ 緊急対策設備(3)(堰(内部溢水止水用)):ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)</p>					

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

追表ト建-1-6 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (2/15)

変更内容	<p>改造</p> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り壁更新 内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(3)堰(内部止水用水) (固定式) の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) ・緊急対策設備(3)堰(内部止水用水) (一部脱着式) の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る ・消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る 	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板(二重構造) 基礎 : 杭基礎
	主要な構造材	表ト建-2-3に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <input type="text"/> 延べ床面積: 約 780 m ²
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-	

1624

追表ト建-1-6 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (2/15)

変更内容	<p>改造</p> <p>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間仕切り壁更新 内部火災による延焼防止のために除染室・分析室の作業室(2)及び分析室内廊下北東部の間仕切り壁を耐火壁に更新する <u>また除染室・分析室の既設のコンクリートブロック(CB)壁に沿って耐火壁を新設するとともに、作業室(2)の既設壁のガタリを火災時に閉止する鋼板により補修する</u> ・鉄風交換 <u>内部火災による延焼防止のために作業室(2)と第2廃棄物処理所前室との境界にある鉄風と分析室内廊下北東部の間仕切り壁に設置されている鉄風を交換する</u> <p>2. 非常用設備の変更</p> <p>2-1. 非常用設備の新設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(3)堰(内部止水用水) (固定式) の新設 本体の床に堰(固定式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) ・緊急対策設備(3)堰(内部止水用水) (一部脱着式) の新設 本体の床に堰(一部脱着式)の新設により、溢水時における第1種管理区域外への溢水漏えい防止を図る(閉じ込め性能も確保) <p>2-2. 非常用設備の増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)安全避難通路の増設 本体の床に安全避難通路の増設により、事故発生時における避難通路の確保を図る <p>2-3. 非常用設備の復旧及び増設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常用通報設備(通信連絡設備(電話設備))の復旧及び増設 仮移設した電話設備の復旧及び増設により、事故発生時における工場外への通信連絡を図る ・消火設備(消火器)の復旧及び増設 仮移設した消火器の復旧及び増設により、初期消火における設備の確保を図る <p>2-4. 非常用設備の復旧、増設及び改造</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知設備(火災感知設備及びそれに連動する警報設備)の復旧、増設及び改造 仮移設した自動火災報知設備の復旧、増設及び改造により、火災の早期感知及び火災感知時の警報発報を図る <p>2-5. 非常用設備の復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急対策設備(1)非常用照明の復旧 仮移設した非常用照明の復旧により、事故発生時における照明の確保を図る ・緊急対策設備(1)誘導灯の復旧 仮移設した誘導灯の復旧により、事故発生時における避難経路の指示を図る ・非常用通報設備(非常ベル設備)の復旧 仮移設した非常ベル設備の復旧により、事故発生時における周辺への周知及び管理区域外への連絡を図る ・非常用通報設備(放送設備)の復旧 仮移設した放送設備の復旧により、事故発生時における工場内への放送連絡を図る 	
員数	1式	
一般仕様	型式	本体 : 鉄骨造、平屋建 屋根 : 折板(二重構造) 基礎 : 杭基礎
	主要な構造材	表ト建-2-3に示す
	寸法(単位:m)	(本体) <input type="text"/> 延べ床面積: 約 780 m ²
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
取扱う核燃料物質の状態	-	

1624

鉄扉／耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉／耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由										
<p>追表ト建-1-6 附属建物除染室・分析室 仕様表(4次申請:表ト建-1-3)(3/15)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="290 443 329 646" style="writing-mode: vertical-rl;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td data-bbox="329 443 596 905"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域(次回以降申請) シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) 加工棟領域(次回以降申請) 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット </td> <td data-bbox="596 443 1178 905"> <p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域(次回以降申請) シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) 加工棟領域(次回以降申請) 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット </td> </tr> <tr> <td data-bbox="329 905 596 1524"> <p>火災等による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="596 905 1178 1524"> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 感知器(煙):1個 感知器(熱):19個 感知器(空気管式):6基 警報設備(ベル):3個 設置設備の配置 図リ建-34参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 発信機(P型):2個 設置設備の配置 図リ建-34参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 粉末消火器10型:3本 二酸化炭素消火器7型:16本 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照 </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域(次回以降申請) シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) 加工棟領域(次回以降申請) 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット 	<p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域(次回以降申請) シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) 加工棟領域(次回以降申請) 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット 	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 感知器(煙):1個 感知器(熱):19個 感知器(空気管式):6基 警報設備(ベル):3個 設置設備の配置 図リ建-34参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 発信機(P型):2個 設置設備の配置 図リ建-34参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 粉末消火器10型:3本 二酸化炭素消火器7型:16本 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照 	<p>追表ト建-1-6 附属建物除染室・分析室 仕様表(4次申請:表ト建-1-3)(3/15)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1454 443 1492 646" style="writing-mode: vertical-rl;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td data-bbox="1492 443 1760 905"> <p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域(次回以降申請) シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) 加工棟領域(次回以降申請) 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット </td> <td data-bbox="1760 443 2341 905"> <p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域(次回以降申請) シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) 加工棟領域(次回以降申請) 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1454 905 1760 1524"> <p>火災等による損傷の防止</p> </td> <td data-bbox="1760 905 2341 1524"> <p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 感知器(煙):1個 感知器(熱):20個 感知器(空気管式):6基 警報設備(ベル):3個 設置設備の配置 図リ建-34参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 発信機(P型):2個 設置設備の配置 図リ建-34参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 粉末消火器10型:3本 二酸化炭素消火器7型:16本 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照 </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域(次回以降申請) シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) 加工棟領域(次回以降申請) 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット 	<p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域(次回以降申請) シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) 加工棟領域(次回以降申請) 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット 	<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 感知器(煙):1個 感知器(熱):20個 感知器(空気管式):6基 警報設備(ベル):3個 設置設備の配置 図リ建-34参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 発信機(P型):2個 設置設備の配置 図リ建-34参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 粉末消火器10型:3本 二酸化炭素消火器7型:16本 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照 	<p>消防法を遵守するため。なお、本変更は消防法を遵守するためのものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域(次回以降申請) シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) 加工棟領域(次回以降申請) 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット 	<p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域(次回以降申請) シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) 加工棟領域(次回以降申請) 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット 										
<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 感知器(煙):1個 感知器(熱):19個 感知器(空気管式):6基 警報設備(ベル):3個 設置設備の配置 図リ建-34参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 発信機(P型):2個 設置設備の配置 図リ建-34参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 粉末消火器10型:3本 二酸化炭素消火器7型:16本 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照 											
技術基準に基づく設計(注)	<p>核燃料物質の臨界防止</p> <p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域(次回以降申請) シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) 加工棟領域(次回以降申請) 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット 	<p>[[3.2-建1]</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業許可に記載のとおり、臨界隔離壁、または関係するユニットを必要距離以上離すことにより、領域同士の相互干渉作用がないようにする。各領域の配置については、図臨-1参照。 工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットと必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 原料貯蔵所領域(次回以降申請) シリンダ洗浄棟領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(1)領域(次回以降申請) 第3核燃料倉庫(2)領域(次回以降申請) 加工棟領域(次回以降申請) 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cm以下のユニットは、以下の領域のユニットに対し、臨界隔離壁により隔離する。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット <p>なお、臨界隔離壁は第2核燃料倉庫領域に設置する。</p> 工場棟領域のユニットのうち、設置高さ490cmを超える工場棟領域のユニットは、以下の領域のユニットに対し、必要距離以上離す。 <ul style="list-style-type: none"> 第2核燃料倉庫領域ユニット 										
<p>火災等による損傷の防止</p>	<p>[4.1-建1]</p> <p>消防法施行規則第二十三条に基づき、自動火災報知設備(899,900,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 感知器(煙):1個 感知器(熱):20個 感知器(空気管式):6基 警報設備(ベル):3個 設置設備の配置 図リ建-34参照 <p>[4.1-建2]</p> <p>消防法施行規則第二十四条に基づき、手動で火災信号を発信する設備(899,901)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 発信機(P型):2個 設置設備の配置 図リ建-34参照 <p>[4.1-建3]</p> <p>消防法第十七条第1項に基づき、消火器(894,898)を設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 粉末消火器10型:3本 二酸化炭素消火器7型:16本 設置設備の配置 消防法施行規則第六条第6項に基づき、消火器に至る歩行距離が20m以下となる位置に設置する。 図リ建-46参照 											

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由
<p>追表ト建-1-6 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (4/15)</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>(注) 専門機関へ依頼し、設計・検査を実施する。</p> <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 屋外消火栓:不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図リ建-35参照) 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ建-35参照) 建物各部から防火水槽までの水平距離:100m以下(図リ建-35-2参照) 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図リ建-35参照 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ建-35-1参照 <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 材料 <ul style="list-style-type: none"> 主要構造材を表ト建-2-3に示す。 <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(3)(堰(内部止水用水)) (852):ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)(配置を図リ建-57に示す) 使用材料:表ト建-2-3参照 <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照 <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> 図ト建-22参照 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> 図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照 	<p>追表ト建-1-6 付属建物除染室・分析室 仕様表 (4次申請:表ト建-1-3) (4/15)</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>(注) 技術基準に照し、設計・検査を実施する。</p> <p>[4.1-建5] 消防法施行令第十九条に基づき、屋外消火栓(894,895)を設置する。屋外消火栓は、防火水槽(894,896)と消火水管により接続される。なお、防火水槽及び電源喪失時における消火用の可搬消防ポンプ(894,897)は、次回以降申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の種類と員数 <ul style="list-style-type: none"> 屋外消火栓:不凍式12基(工場棟の近傍の総数)(図リ建-35参照) 各消火栓に設置するホース:20mホース2本以上 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> 建物各部から屋外消火栓のホース接続口までの水平距離:40m以下(図リ建-35参照) 建物各部から防火水槽までの水平距離:100m以下(図リ建-35-2参照) 20mホース2本を設置する消火栓の位置:図リ建-35参照 屋外消火栓から各部屋へのアクセスルート:図リ建-35-1参照 <p>[4.3-建1] 建築基準法第二条第九号の三で定める準耐火建築物の除染室・分析室は、耐火構造又は不燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 材料 <ul style="list-style-type: none"> 主要構造材を表ト建-2-3に示す。 <p>[4.3-建2] 以下の設備の主要な構造材は、不燃性の一般構造用鋼及び難燃性材料を使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 対象設備、配置 <ul style="list-style-type: none"> 緊急対策設備(3)(堰(内部止水用水)) (852):ステンレス鋼(固定式)及びアルミニウム合金(脱着部)(配置を図リ建-57に示す) 使用材料:表ト建-2-3参照 <p>[4.3-建3] 火災区域は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイド(平成25年10月原子力規制委員会)を参考に図イ建-6のとおり設定する。 なお、第2核燃料倉庫前室は、第2核燃料倉庫本体との境界に設置する鉄筋コンクリート壁により火災区域間の延焼を防止しているため、除染室・分析室の火災区域(K3)に含む。</p> <p>[4.3-建4] 除染室・分析室の各部は、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドに基づいて、等価時間より長い耐火時間を確保する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 火災区域毎の材料及び厚さ:図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照 <p>[4.3-建5] 火災区域外への延焼防止のため、原子力発電所の内部火災影響評価ガイドを参考に防火壁、防火扉、防火シャッターを設置する。 <u>防火壁のガラリに設置する補修材は、火災時に温度ヒューズが溶断し、落下閉止する鋼板により延焼を防止する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 設置設備の配置 <ul style="list-style-type: none"> 図ト建-22参照 設置設備の材料 <ul style="list-style-type: none"> 図イ建-8-1(3/4)、(4/4)参照 	<p>鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由																														
<p style="text-align: center;">追表ト建-1-8 放射線管理棟 仕様表(4次申請:表ト建-1-1)(1/15)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業許可との対応</th> <th style="width: 15%;">許可番号(日付)</th> <th style="width: 70%;">原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>設備・機器名称</td> <td>(847)建物 放射線管理棟 (848)堰(内部溢水止水用) (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">敷地内建物配置図(図イ建-1)参照</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">放射線管理棟 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2">改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・壁新設補強 放射線管理棟本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する ・壁増打ち補強 放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする ・鉄骨ブレース新設 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の鉛直面に鉄骨ブレースを新設する ・屋根面ブレース追設 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレースを追設する ・方杖追設補強 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方杖を追設する ・エキスパンションジョイント改造 管理室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐電圧性能向上のために以下の補強を行う ・外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、外壁の損傷防止のために廃棄物一時貯蔵所の外壁をサイディングに更新し、廃水処理室はシャッター開口部をALC壁で閉止、同室の鉄扉は鉄扉残置で、鋼板で閉止する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体及び増築部の鉄扉を新たな鉄扉に交換する</td> </tr> </tbody> </table>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)		設備・機器名称	(847)建物 放射線管理棟 (848)堰(内部溢水止水用) (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路	設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1)参照		機器名	放射線管理棟 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路		変更内容	改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・壁新設補強 放射線管理棟本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する ・壁増打ち補強 放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする ・鉄骨ブレース新設 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の鉛直面に鉄骨ブレースを新設する ・屋根面ブレース追設 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレースを追設する ・方杖追設補強 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方杖を追設する ・エキスパンションジョイント改造 管理室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐電圧性能向上のために以下の補強を行う ・外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、外壁の損傷防止のために廃棄物一時貯蔵所の外壁をサイディングに更新し、廃水処理室はシャッター開口部をALC壁で閉止、同室の鉄扉は鉄扉残置で、鋼板で閉止する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体及び増築部の鉄扉を新たな鉄扉に交換する		<p style="text-align: center;">追表ト建-1-8 放射線管理棟 仕様表(4次申請:表ト建-1-1)(1/15)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">事業許可との対応</th> <th style="width: 15%;">許可番号(日付)</th> <th style="width: 70%;">原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>設備・機器名称</td> <td>(847)建物 放射線管理棟 (848)堰(内部溢水止水用) (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">敷地内建物配置図(図イ建-1)参照</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">放射線管理棟 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2">改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・壁新設補強 放射線管理棟本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する ・壁増打ち補強 放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする ・鉄骨ブレース新設 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の鉛直面に鉄骨ブレースを新設する ・屋根面ブレース追設 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレースを追設する ・方杖追設補強 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方杖を追設する ・エキスパンションジョイント改造 管理室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐電圧性能向上のために以下の補強を行う ・外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、外壁の損傷防止のために廃棄物一時貯蔵所の外壁をサイディングに更新し、廃水処理室はシャッター開口部をALC壁で閉止、同室の鉄扉は鉄扉残置で、鋼板で閉止する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体及び増築部の鉄扉を新たな鉄扉に交換する <u>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</u> ・壁新設補強 <u>洗濯室南側の境界にある既存のCB壁と屋根との間に石膏ボードと鋼板による間仕切り壁を新設する</u> ・鉄扉補強 <u>内部火災による延焼防止のために通路(4)と廃水処理室、廃棄物缶詰室の境界にある鉄扉のガタリを鋼板にて閉塞する</u></td> </tr> </tbody> </table>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)		設備・機器名称	(847)建物 放射線管理棟 (848)堰(内部溢水止水用) (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路	設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1)参照		機器名	放射線管理棟 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路		変更内容	改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・壁新設補強 放射線管理棟本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する ・壁増打ち補強 放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする ・鉄骨ブレース新設 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の鉛直面に鉄骨ブレースを新設する ・屋根面ブレース追設 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレースを追設する ・方杖追設補強 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方杖を追設する ・エキスパンションジョイント改造 管理室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐電圧性能向上のために以下の補強を行う ・外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、外壁の損傷防止のために廃棄物一時貯蔵所の外壁をサイディングに更新し、廃水処理室はシャッター開口部をALC壁で閉止、同室の鉄扉は鉄扉残置で、鋼板で閉止する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体及び増築部の鉄扉を新たな鉄扉に交換する <u>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</u> ・壁新設補強 <u>洗濯室南側の境界にある既存のCB壁と屋根との間に石膏ボードと鋼板による間仕切り壁を新設する</u> ・鉄扉補強 <u>内部火災による延焼防止のために通路(4)と廃水処理室、廃棄物缶詰室の境界にある鉄扉のガタリを鋼板にて閉塞する</u>		<p>鉄扉/耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉/耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																														
	設備・機器名称	(847)建物 放射線管理棟 (848)堰(内部溢水止水用) (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路																														
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1)参照																															
機器名	放射線管理棟 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路																															
変更内容	改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・壁新設補強 放射線管理棟本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する ・壁増打ち補強 放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする ・鉄骨ブレース新設 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の鉛直面に鉄骨ブレースを新設する ・屋根面ブレース追設 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレースを追設する ・方杖追設補強 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方杖を追設する ・エキスパンションジョイント改造 管理室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐電圧性能向上のために以下の補強を行う ・外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、外壁の損傷防止のために廃棄物一時貯蔵所の外壁をサイディングに更新し、廃水処理室はシャッター開口部をALC壁で閉止、同室の鉄扉は鉄扉残置で、鋼板で閉止する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体及び増築部の鉄扉を新たな鉄扉に交換する																															
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																														
	設備・機器名称	(847)建物 放射線管理棟 (848)堰(内部溢水止水用) (890,892)非常用設備 非常用通報設備 放送設備 (890,893)非常用設備 非常用通報設備 通信連絡設備 (894,895)非常用設備 消火設備 屋外消火栓 (894,898)非常用設備 消火設備 消火器 (899,900)非常用設備 自動火災報知設備 火災感知設備 (899,901)非常用設備 自動火災報知設備 警報設備 (902,903)非常用設備 緊急対策設備 非常灯 (902,904)非常用設備 緊急対策設備 誘導灯 (902,905)非常用設備 緊急対策設備 安全避難通路																														
設置場所	敷地内建物配置図(図イ建-1)参照																															
機器名	放射線管理棟 堰(内部溢水止水用) 非常用通報設備 放送設備 非常用通報設備 通信連絡設備(電話設備) 消火設備 屋外消火栓 消火設備 消火器 自動火災報知設備 火災感知設備 自動火災報知設備 警報設備 緊急対策設備 非常用照明 緊急対策設備 誘導灯 緊急対策設備 安全避難通路																															
変更内容	改造 1. 建物の改造工事 1-1. 耐震性能向上のために以下の補強を行う ・壁新設補強 放射線管理棟本体及び増築部に鉄筋コンクリート製の壁を新設する ・壁増打ち補強 放射線管理棟本体の壁に鉄筋コンクリート製の壁を増打ちする ・鉄骨ブレース新設 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の鉛直面に鉄骨ブレースを新設する ・屋根面ブレース追設 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所の屋根部に新たな鉄骨の水平ブレースを追設する ・方杖追設補強 放射線管理棟廃棄物一時貯蔵所内壁の柱と梁の間に鉄骨の方杖を追設する ・エキスパンションジョイント改造 管理室との建物境界部の既存のエキスパンションジョイントを改造する 1-2. 耐電圧性能向上のために以下の補強を行う ・外壁更新 F1 竜巻荷重に対し、外壁の損傷防止のために廃棄物一時貯蔵所の外壁をサイディングに更新し、廃水処理室はシャッター開口部をALC壁で閉止、同室の鉄扉は鉄扉残置で、鋼板で閉止する ・鉄扉補強 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体の既存鉄扉を鋼材により補強する ・鉄扉交換 F1 竜巻荷重に対し、鉄扉の損傷防止のために放射線管理棟本体及び増築部の鉄扉を新たな鉄扉に交換する <u>1-3. 延焼防止及び閉じ込め性能向上のために以下の補強を行う</u> ・壁新設補強 <u>洗濯室南側の境界にある既存のCB壁と屋根との間に石膏ボードと鋼板による間仕切り壁を新設する</u> ・鉄扉補強 <u>内部火災による延焼防止のために通路(4)と廃水処理室、廃棄物缶詰室の境界にある鉄扉のガタリを鋼板にて閉塞する</u>																															
1641	1641																															

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表ト建-2-3 付属建物第2廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(2/5)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能向上	(1)本体 8-a. 柱梁仕口部補強 鋼板:板厚 []mm ()他 (2)南北渡り廊下 8-d. エキスパンションジョイント改造(注1) 鋼板:板厚(屋内) []mm () 止水シート:厚さ []mm ()	(1)本体 8-a. 図ト建-3-7~13 (2)南北渡り廊下 8-d. 図イ建-1-5、 図ト建-3-1 (参考) 図イ建-1-2(1/3)~(3/3) 添付説明書-建2
耐竜巻性能向上	(1)本体 8-g. 鉄扉新設 鋼板:板厚 []mm (2)本体及び南北渡り廊下 8-e. 鋼板新設 鋼板:板厚 []mm 8-f. 外壁サイディング補強 外壁:サイディング () 板厚 []mm 外壁下地材: []mm 鉄骨: []mm エキスパンションジョイント 鋼板:板厚(屋外) []mm 8-h. 鉄扉補強 鉄扉補強材 平鋼 []mm (3)南北渡り廊下(屋根) 8-i. 折板追設補強 折板:板厚 []mm 鉄骨: []mm	(1)本体 8-g. 図イ建-1-6、7 図ト建-3-1、4 (2)本体及び南北渡り廊下 8-e. 図ト建-3-1 8-f. 図イ建-1-5、 図ト建-3-1~4、 6~21 8-h. 図イ建-1-6、7 1-7-1、 図ト建-3-1~2、4 (3)南北渡り廊下 8-i. 図ト建-3-3 (参考) 図イ建-1-2(1/3)~(3/3) 添付説明書-建3
その他 延焼防止及び閉じ込め 性能向上	(1)本体 8-b. 外部階段移設 鋼板:板厚(屋外) 4.5mm (SS400) 下地材: L-45×45×5 (SS400) 8-c. 耐火壁追設 下地材: []mm他 石膏ボード:板厚 []mm (×2)	(1)本体 8-b. 図ト建-3-1~2、4、 6~7 8-c. 図ト建-3-1~2 (参考) 図イ建-1-2(1/3)~(2/3) 添付説明書-建6

注1) シリンダ洗浄棟とのエキスパンションジョイント①及び第1廃棄物処理所とエキスパンションジョイント②は図イ建-1-5に示す。

1675

変更後

表ト建-2-3 付属建物第2廃棄物処理所 主要な構造材の仕様表(2/5)

耐震性能及び耐竜巻性能等の適合に関する主要な構造材基本仕様

項目	仕様(工事番号及び工事名称)	対象図面
耐震性能向上	(1)本体 8-a. 柱梁仕口部補強 鋼板:板厚 []mm ()他 (2)南北渡り廊下 8-d. エキスパンションジョイント改造(注1) 鋼板:板厚(屋内) []mm () 止水シート:厚さ []mm ()	(1)本体 8-a. 図ト建-3-7~13 (2)南北渡り廊下 8-d. 図イ建-1-5、 図ト建-3-1 (参考) 図イ建-1-2(1/3)~(3/3) 添付説明書-建2
耐竜巻性能向上	(1)本体 8-g. 鉄扉新設 鋼板:板厚 []mm (2)本体及び南北渡り廊下 8-e. 鋼板新設 鋼板:板厚 []mm 8-f. 外壁サイディング補強 外壁:サイディング(ガルバリウム鋼板) 板厚 []mm 外壁下地材: []mm 鉄骨: []mm エキスパンションジョイント 鋼板:板厚(屋外) []mm 8-h. 鉄扉補強 鉄扉補強材 平鋼 []mm 他 (3)南北渡り廊下(屋根) 8-i. 折板追設補強 折板:板厚 []mm 鉄骨: []mm	(1)本体 8-g. 図イ建-1-6、7 図ト建-3-1、4 (2)本体及び南北渡り廊下 8-e. 図ト建-3-1 8-f. 図イ建-1-5、 図ト建-3-1~4、 6~21 8-h. 図イ建-1-6、7 1-7-1、 図ト建-3-1~2、4 (3)南北渡り廊下 8-i. 図ト建-3-3 (参考) 図イ建-1-2(1/3)~(3/3) 添付説明書-建3
その他 延焼防止及び閉じ込め 性能向上	(1)本体 8-b. 外部階段移設 鋼板:板厚(屋外) []mm 下地材: []mm 8-c. 耐火壁追設 下地材: []mm他 石膏ボード:板厚 []mm (×2) 8-g. 鉄扉新設 鋼板: []mm	(1)本体 8-b. 図ト建-3-1~2、4、 6~7 8-c. 図ト建-3-1~2 8-g. 図ト建-3-1 図イ建-1-7 (参考) 図イ建-1-2(1/3)~(2/3) 添付説明書-建6

注1) シリンダ洗浄棟とのエキスパンションジョイント①及び第1廃棄物処理所とエキスパンションジョイント②は図イ建-1-5に示す。

1675

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表ト建-3-2 建物の各部位の仕様表 (付属建物第2廃棄物処理所_渡り廊下含む) (3/6)

階	構造位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚、高h	図番号	工事 内容	
1階 外壁以外	天井	非燃区(非管理区域)の床 (1-1)天井(4連り)	RC			既設	
		非燃区(非管理区域)の床 (1-2)天井(4連り)	RC			既設	
	E渡り	倉庫(非管理区域)と廃棄物プレス室 (第1管理区域)との境界 (1-3)渡り間	非燃区境界 防火防煙区画境界 湿水防漏区画境界	石膏ボード(外側) (1-1)FLから800mm以上 (1-2)FLから800mm以上 RC(内側)		図ト建-3-1	追設
		玄関、ロッカー室(非管理区域)と廃棄物 プレス室(第1管理区域)との境界 (1-4)渡り間	非燃区境界 防火防煙区画境界 湿水防漏区画境界	石膏ボード(外側) (1-1)FLから800mm以上 (1-2)FLから800mm以上 RC(内側)		図ト建-3-1	追設
		倉庫(非管理区域)と前室(第1管理区域)との境界 (1-5)渡り間	非燃区境界 防火防煙区画境界 湿水防漏区画境界	石膏ボード(外側) (1-1)FLから800mm以上 (1-2)FLから800mm以上 RC(内側)		図ト建-3-1	追設
		ロッカー室、便所(非管理区域)と更衣室、シャワー 室(第1管理区域)の境界 (1-6)渡り間	非燃区境界 防火防煙区画境界 湿水防漏区画境界	石膏ボード(外側) (1-1)FLから800mm以上 (1-2)FLから800mm以上 RC(内側)		図ト建-3-1	追設
	2階 外壁	屋根 (2連り)	非燃区境界 防火防煙区画境界 湿水防漏区画境界	コンクリートブロック		図ト建-3-1	追設
			石膏ボード		図ト建-3-1	追設	
		外壁	非燃区境界 防火防煙区画境界 湿水防漏区画境界	石膏ボード(外側) (1-1)FLから800mm以上 (1-2)FLから800mm以上 RC(内側)		図ト建-3-1	追設
			RC(内側)		図ト建-3-1	追設	
		窓	サイディング(外側)		図ト建-3-2	既設	
			押出成型セメント板 (内側)		図ト建-3-2	既設	

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

変更後

表ト建-3-2 建物の各部位の仕様表 (付属建物第2廃棄物処理所_渡り廊下含む) (3/6)

階	構造位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚、高h	図番号	工事 内容	
1階 外壁以外	天井	非燃区(管理区域)の床 (1-1)天井(4連り)	RC			既設	
		非燃区(非管理区域)の床 (1-2)天井(4連り)	RC			既設	
	E渡り	倉庫(非管理区域)と廃棄物プレス室 (第1管理区域)との境界 (1-3)渡り間	非燃区境界 防火防煙区画境界 湿水防漏区画境界	石膏ボード(外側) (1-1)FLから800mm以上 プレネシブルボード(内側) (1-2)FLから800mm以上 RC(内側)		図ト建-3-1	追設
		玄関、ロッカー室(非管理区域)と廃棄物 プレス室(第1管理区域)との境界 (1-4)渡り間	非燃区境界 防火防煙区画境界 湿水防漏区画境界	石膏ボード(外側) (1-1)FLから800mm以上 プレネシブルボード(内側) (1-2)FLから800mm以上 RC(内側)		図ト建-3-1	追設
		倉庫(非管理区域)と前室(第1管理区域)との境界 (1-5)渡り間	非燃区境界 防火防煙区画境界 湿水防漏区画境界	石膏ボード(外側) (1-1)FLから800mm以上 プレネシブルボード(内側) (1-2)FLから800mm以上 RC(内側)		図ト建-3-1	追設
		ロッカー室、便所(非管理区域)と更衣室、シャワー 室(第1管理区域)の境界 (1-6)渡り間	非燃区境界 防火防煙区画境界 湿水防漏区画境界	石膏ボード(外側) (1-1)FLから800mm以上 プレネシブルボード(内側) (1-2)FLから800mm以上 RC(内側)		図ト建-3-1	追設
	2階 外壁	屋根 (2連り)	非燃区境界 防火防煙区画境界 湿水防漏区画境界	コンクリートブロック		図ト建-3-2	既設
			石膏ボード		図ト建-3-2	既設	
		外壁	非燃区境界 防火防煙区画境界 湿水防漏区画境界	石膏ボード(外側) (1-1)FLから800mm以上 プレネシブルボード(内側) (1-2)FLから800mm以上 RC(内側)		図ト建-3-1	追設
			RC(内側)		図ト建-3-1	追設	
		窓	サイディング(外側)		図ト建-3-2	既設	
			押出成型セメント板 (内側)		図ト建-3-2	既設	

(注) 網掛けは他の部位と共有していることを示す。

変更理由

鉄扉に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表ト建-3-4 建物の各部位の仕様表 (付属建物除染室・分析室) (1/2)

階	棟別名称	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚、高h	図番号 (グレー部分の図番号は四次申請 の図番号)	工事 内容
1 階	除染室・分析室	壁面(除染室)と壁外との境界 (R-25通り)	上部(天井)と壁との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで	[Redacted]	[Redacted]	耐圧
			下部(床)と壁との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
		天井(0.5通り)	分析室と天井との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
			除染室と天井との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
		床(0.5通り)	除染室と床との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
			分析室と床との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
		柱	分析室と柱との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
			除染室と柱との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
		開口部	分析室と開口部との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
			除染室と開口部との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧

は認可済みのものを示す (認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

変更後

表ト建-3-4 建物の各部位の仕様表 (付属建物除染室・分析室) (1/2)

階	棟別名称	境界位置	部位	材質	主な寸法(mm) 厚、高h	図番号 (グレー部分の図番号は四次申請 の図番号)	工事 内容
1 階	除染室・分析室	壁面(除染室)と壁外との境界 (R-25通り)	上部(天井)と壁との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで	[Redacted]	[Redacted]	耐圧
			下部(床)と壁との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
		天井(0.5通り)	分析室と天井との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
			除染室と天井との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
		床(0.5通り)	除染室と床との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
			分析室と床との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
		柱	分析室と柱との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
			除染室と柱との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
		開口部	分析室と開口部との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧
			除染室と開口部との境界 (R-25通り)	サイディングボード(外側) (内側) 耐圧板から600mm以上 ALC(厚み)から600mmまで			耐圧

は認可済みのものを示す (認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

※ 四圍と部材の厚さ、一方の部材は厚直し、新設する、もう一方の厚は既設のままとなる。

変更理由
鉄扉/耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は鉄扉/耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

表ト建-3-4 建物の各部位の仕様表 (付属建物除染室・分析室) (2/2)

階	建物名称	境界位置	部位		材質	主な寸法(mm) 厚、高	図番号 (プレーン部の図番号は四次申請書の の図番号)	工事 内容
			位置	仕様				
1 階	除染室・分析室	通路(1)と屋外との境界 (22.5-23.5通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	サイディング(外側)	サイディング(外側)	厚、高	図1建-3-3 図1建-3-4	新設
				A/LC(内側)				
		分析室と屋外との境界 (23.5-25通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-230) (外側)	サイディング(内側)+鋼12	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設
				サイディング(外側)				
		除染室・分析室の管理区域境界の柱 (20-20通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-7)+鋼13	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設	
				(内側)鋼13から606以上 既(下部)鉄13から606まで				既設
		除染室・分析室の非管理区域境界の柱 (25-25通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-7)+鋼13	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設	
				(内側)鋼13から606以上 既(下部)鉄13から606まで				既設
		除染室・分析室の管理区域境界の屋根 (0-7通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-7)+鋼13	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設	
				(内側)鋼13から606以上 既(下部)鉄13から606まで				既設
		除染室・分析室の非管理区域境界の屋根 (0-7通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-7)+鋼13	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設	
				(内側)鋼13から606以上 既(下部)鉄13から606まで				既設
管理区域と非管理区域との境界 (25-25通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-7)+鋼13	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設			
		(内側)鋼13から606以上 既(下部)鉄13から606まで				既設		
分析室と屋外との境界 (23.5-25通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-7)+鋼13	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設			
		(内側)鋼13から606以上 既(下部)鉄13から606まで				既設		
作業区(2)と除染室(2)の境界 (5-7通り間、20-21通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-7)+鋼13	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設			
		(内側)鋼13から606以上 既(下部)鉄13から606まで				既設		
分析室と屋外との境界 (23.5-25通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-7)+鋼13	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設			
		(内側)鋼13から606以上 既(下部)鉄13から606まで				既設		

は認可済みのものを示す(認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

変更後

表ト建-3-4 建物の各部位の仕様表 (付属建物除染室・分析室) (2/2)

階	建物名称	境界位置	部位		材質	主な寸法(mm) 厚、高	図番号 (プレーン部の図番号は四次申請書の の図番号)	工事 内容
			位置	仕様				
1 階	除染室・分析室	通路(1)と屋外との境界 (22.5-23.5通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	サイディング(外側)	サイディング(外側)	厚、高	図1建-3-3 図1建-3-4	新設
				A/LC(内側)				
		分析室と屋外との境界 (23.5-25通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-230) (外側)	サイディング(内側)+鋼12	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設
				サイディング(外側)				
		除染室・分析室の管理区域境界の柱 (20-20通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-7)+鋼13	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設	
				(内側)鋼13から606以上 既(下部)鉄13から606まで				既設
		除染室・分析室の非管理区域境界の柱 (25-25通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-7)+鋼13	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設	
				(内側)鋼13から606以上 既(下部)鉄13から606まで				既設
		除染室・分析室の管理区域境界の屋根 (0-7通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-7)+鋼13	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設	
				(内側)鋼13から606以上 既(下部)鉄13から606まで				既設
		除染室・分析室の非管理区域境界の屋根 (0-7通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-7)+鋼13	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設	
				(内側)鋼13から606以上 既(下部)鉄13から606まで				既設
管理区域と非管理区域との境界 (25-25通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-7)+鋼13	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設			
		(内側)鋼13から606以上 既(下部)鉄13から606まで				既設		
作業区(2)と除染室(2)の境界 (5-7通り間、20-21通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-7)+鋼13	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設			
		(内側)鋼13から606以上 既(下部)鉄13から606まで				既設		
分析室と屋外との境界 (23.5-25通り間)	外壁 管理区域境界 火災区域境界 雨水防漏区域境界 内電管防護ライン	鉄骨(SB-7)+鋼13	厚、高	図1建-9 図1建-12 図1建-57	既設			
		(内側)鋼13から606以上 既(下部)鉄13から606まで				既設		

は認可済みのものを示す(認可済みの図番号は四次申請書の図番号を示す)

変更理由

耐火壁に係る記載内容を適正化するため。なお、本変更は耐火壁の工事に関する記載の追加であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表ト設-気2 気体廃棄設備(1)給気ファン(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[608] 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) [609] 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給気ファン [617] 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック
設置場所	(1) 付属建物 第2核燃料倉庫の屋外 (2) 付属建物 除染室・分析室の屋外 (3) 付属建物 除染室・分析室の屋外	
機器名	気体廃棄設備(1) 給気ファン (1) 給気ファン(第2核燃料倉庫、前室給気系統) (2) 給気ファン(作業室(2)、除染室(2)、通路(2)給気系統) (3) 給気ファン(分析室、分光分析室給気系統(1))	
変更内容	(1) 変更なし (2) 改造 ・ 保全のため既存のファンを撤去し、新設する。 (3) 改造 ・ 保全のため既存のファンを撤去し、新設する。	
員数	1式 (1) 1基 [39S] (2) 1基 [37AH] (3) 1基 [32S]	
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設-気2
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-

表ト設-気2 気体廃棄設備(1)給気ファン(2) 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[608] 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) [609] 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給気ファン [617] 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック
設置場所	(1) 付属建物 第2核燃料倉庫の屋外 (2) 付属建物 除染室・分析室の屋外 (3) 付属建物 除染室・分析室の屋外	
機器名	気体廃棄設備(1) 給気ファン (1) 給気ファン(第2核燃料倉庫、前室給気系統) (2) 給気ファン(作業室(2)、除染室(2)、通路(2)給気系統) (3) 給気ファン(分析室、分光分析室給気系統(1))	
変更内容	(1) <u>改造</u> ・ <u>耐震補強のため、据付部を改造する。</u> (2) 改造 ・ 保全のため既存のファンを撤去し、新設する。 (3) 改造 ・ 保全のため既存のファンを撤去し、新設する。	
員数	1式 (1) 1基 [39S] (2) 1基 [37AH] (3) 1基 [32S]	
一般仕様	型式	遠心送風式
	主要な構造材	別表ト設-気2
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	制御盤
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	-

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

1712

1712

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表ト設一気4 気体廃棄設備(1)排気ファン(1) 仕様表 (1/3)

許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
事業許可との対応	(608) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (610) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 排気ファン (617) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック (627) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置 (639) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 機械室 (2) 工場棟 転換工場 機械室 (3) 工場棟 転換工場 機械室 (4) 工場棟 転換工場 機械室 (5) 工場棟 転換工場 機械室 (6) 工場棟 転換工場 機械室 (7) 工場棟 転換工場 機械室 (8) 工場棟 転換工場 機械室 (9) 工場棟 転換工場 機械室 (10) 工場棟 転換工場 機械室 (11) 工場棟 転換工場 機械室 (12) 工場棟 転換工場 機械室 (13) 工場棟 転換工場 機械室
機器名	気体廃棄設備(1) 排気ファン (1) 排気ファン(フィルタ室内排気系統) (2) 排気ファン(付帯設備室内排気系統) (3) 排気ファン(原料倉庫室内排気系統) (4) 排気ファン(原料倉庫局所排気系統) (5) 排気ファン(転換加工室内排気系統(1)) (6) 排気ファン(転換加工室内排気系統(2)) (7) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(2)) (8) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(4)) (9) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(5)) (10) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(1)) (11) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(2)) (12) 排気ファン(チェックタンク室局所排気系統(2)) (13) 排気ファン(計器室内排気系統)
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし (3) 変更なし (4) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (5) 変更なし (6) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (7) 改造 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 (8) 変更なし (9) 改造 ・耐震補強のため、架台を改造する。 (10) 変更なし (11) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (12) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (13) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。

1716

表ト設一気4 気体廃棄設備(1)排気ファン(1) 仕様表 (1/3)

許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
事業許可との対応	(608) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) (610) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 排気ファン (617) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 給排気ファンの起動停止インターロック (627) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置 (639) 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 負圧警報装置
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 機械室 (2) 工場棟 転換工場 機械室 (3) 工場棟 転換工場 機械室 (4) 工場棟 転換工場 機械室 (5) 工場棟 転換工場 機械室 (6) 工場棟 転換工場 機械室 (7) 工場棟 転換工場 機械室 (8) 工場棟 転換工場 機械室 (9) 工場棟 転換工場 機械室 (10) 工場棟 転換工場 機械室 (11) 工場棟 転換工場 機械室 (12) 工場棟 転換工場 機械室 (13) 工場棟 転換工場 機械室
機器名	気体廃棄設備(1) 排気ファン (1) 排気ファン(フィルタ室内排気系統) (2) 排気ファン(付帯設備室内排気系統) (3) 排気ファン(原料倉庫室内排気系統) (4) 排気ファン(原料倉庫局所排気系統) (5) 排気ファン(転換加工室内排気系統(1)) (6) 排気ファン(転換加工室内排気系統(2)) (7) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(2)) (8) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(4)) (9) 排気ファン(転換加工室局所排気系統(5)) (10) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(1)) (11) 排気ファン(廃棄物処理室内排気系統(2)) (12) 排気ファン(チェックタンク室局所排気系統(2)) (13) 排気ファン(計器室内排気系統)
変更内容	(1) 変更なし (2) 改造 ・ <u>溢水対策として、基礎を改造する。</u> (3) 変更なし (4) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (5) 変更なし (6) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (7) 改造 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 (8) 変更なし (9) 改造 ・耐震補強のため、架台を改造する。 (10) 変更なし (11) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 (12) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (13) 改造 ・溢水対策として、制御盤を防護するために被水防護カバーを設置する。

1716

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)	変更後	変更理由								
<p>表ト設一気11 気体廃棄設備(1)排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (3/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="296 436 593 462">変更内容</th> <th data-bbox="593 436 1187 1642"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="296 462 593 1642"></td> <td data-bbox="593 462 1187 1642"> <p>(10) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(11) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(12) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(13) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(14) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 屋外との火災区域境界構成のため、材質を[]に変更する。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(15) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(16) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(17) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(18) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(19) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1739</p>	変更内容			<p>(10) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(11) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(12) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(13) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(14) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 屋外との火災区域境界構成のため、材質を[]に変更する。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(15) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(16) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(17) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(18) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(19) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 	<p>表ト設一気11 気体廃棄設備(1)排気逆流防止ダンパ (屋外との境界部) 仕様表 (3/6)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1454 436 1751 462">変更内容</th> <th data-bbox="1751 436 2344 1604"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1454 462 1751 1604"></td> <td data-bbox="1751 462 2344 1604"> <p>(10) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(11) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(12) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(13) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(14) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 屋外との火災区域境界構成のため、材質を[]に変更する。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(15) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(16) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(17) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(18) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(19) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>1739</p>	変更内容			<p>(10) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(11) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(12) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(13) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(14) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 屋外との火災区域境界構成のため、材質を[]に変更する。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(15) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(16) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(17) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(18) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(19) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 	<p>変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
変更内容										
	<p>(10) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(11) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(12) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(13) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(14) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 屋外との火災区域境界構成のため、材質を[]に変更する。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(15) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(16) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(17) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(18) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(19) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 									
変更内容										
	<p>(10) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(11) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(12) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(13) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(14) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 屋外との火災区域境界構成のため、材質を[]に変更する。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(15) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(16) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(17) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(18) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパの設置場所を変更する。(排気塔→屋内) 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 <p>(19) 改造</p> <ul style="list-style-type: none"> 屋外との火災区域境界構成のため、逆流防止ダンパを板厚1.5mm以上のものに取り替える。 気密性向上のために、構造上の微小な隙間が発生する可能性がある接合部にJIS A 4009に準拠したシール施工を行う。 									

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表ト設-気22 気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {634} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))	
変更内容	改造 ・耐震補強のため、架台を撤去、新設する。 ・火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設-気22
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	最高使用温度:70℃
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

1776

表ト設-気22 気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{808} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {834} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))	
変更内容	改造 ・火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	液噴霧式
	主要な構造材	別表ト設-気22
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水
	その他の性能	最高使用温度:70℃
	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物

1776

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

表ト設-気23 気体廃棄設備(1)排ガス分解装置 仕様表(1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {635} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 排ガス分解装置 {637} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 安全燃焼インターロック
設置場所	工場棟 転換工場の屋外	
機器名	気体廃棄設備(1) 排ガス分解装置(転換加工室局所排気系統(1))	
変更内容	改造 ・耐震補強のため部材を追加する。 ・耐震補強のため、掘付部を改造する。 ・耐震補強のため、制御盤を撤去し、移設する。	
員数	2基	
一般仕様	型式	触媒燃焼式
	主要な構造材	別表ト設-気23
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	助燃用プロパンガス供給配管系統(弁類)、{637}安全燃焼インターロック制御盤(アンモニア系排気処理設備)
	その他の性能	最高使用温度:410℃
	取扱う核燃料物質の状態	-

1778

変更後

表ト設-気23 気体廃棄設備(1)排ガス分解装置 仕様表(1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {635} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 排ガス分解装置 {637} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 安全燃焼インターロック
設置場所	工場棟 転換工場の屋外	
機器名	気体廃棄設備(1) 排ガス分解装置(1)、(2) (転換加工室局所排気系統(1))	
変更内容	(1)、(2) 改造 ・耐震補強のため部材を追加する。 ・耐震補強のため、掘付部を改造する。	
員数	2基 (1)、(2) 各1基	
一般仕様	型式	触媒燃焼式
	主要な構造材	別表ト設-気23
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	助燃用プロパンガス供給配管系統(弁類)、{637}安全燃焼インターロック制御盤(アンモニア系排気処理設備)
	その他の性能	最高使用温度:410℃
	取扱う核燃料物質の状態	-

1778

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年2月25日付 原規規発第2102254号にて認可)

変更後

変更理由

表ト設一気23 気体廃棄設備(1)排ガス分解装置 仕様表(2/3)

核燃料物質の臨界防止	-
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第2類に分類する。 [6.1-設12] 排ガス分解装置は耐震重要度分類第2類とする。 (635) 排ガス分解装置(1) 第2類 排ガス分解装置(1)部材: [] 排ガス分解装置(1)アンカーボルト: [](新規) (635) 排ガス分解装置(2) 第2類 排ガス分解装置(2)部材: [] 排ガス分解装置(2)アンカーボルト: [](新規含む) (637) 安全燃焼インターロック 第2類 制御盤部材: [] 制御盤取付ボルト: []
津波による損傷の防止	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設6] F1電巻に対して損傷しない設計とする。 [8.1-設12] 生物学的影響防止のため、外気取入口にプレフィルタを設置する。 [8.1-設13] 屋外に設置する配管内の流体は助燃用LPガスであり、最低気温-12.7℃でも凍結することはないため、凍結防止設計は不要である。 [8.1-設17] 降水の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設19] 積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設21] 降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設4] 外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
人の不法な侵入等の防止	-
閉じ込めの機能	[10.1-設65] 触媒による酸化反応を利用し、排気中のアンモニアガスを除去する。
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設25] 排ガス分解装置には、炎から発せられる紫外線が途切れることで失火を検知する火災検知器からの信号を受け、LPガスの供給を停止する(637)安全燃焼インターロックを設置する。
溢水による損傷の防止	-
安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造	-
搬送設備	-
核燃料物質の貯蔵施設	-
警報設備等	[18.2-設39] 排ガス分解装置には、炎から発せられる紫外線が途切れることで失火を検知する火災検知器からの信号を受け、LPガスの供給を停止する(637)安全燃焼インターロックを設置する。
放射線管理施設	-
廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	-
非常用電源設備	-
通信連絡設備	-

表ト設一気23 気体廃棄設備(1)排ガス分解装置 仕様表(2/3)

核燃料物質の臨界防止	-
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する屋外サポート基礎に設置する。
地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。(配管系を含む) [6.1-設3] インターロックの制御部は耐震重要度分類第2類に分類する。 [6.1-設12] 排ガス分解装置は耐震重要度分類第2類とする。 (635) 排ガス分解装置(1) 第2類 排ガス分解装置(1)部材: [] 排ガス分解装置(1)アンカーボルト: [](新規) (635) 排ガス分解装置(2) 第2類 排ガス分解装置(2)部材: [] 排ガス分解装置(2)アンカーボルト: [](新規含む) (637) 安全燃焼インターロック 第2類 制御盤部材: [] 制御盤取付ボルト: <u>排ガス分解装置(1)、(2)各</u> []
津波による損傷の防止	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.1-設6] F1電巻に対して損傷しない設計とする。 [8.1-設12] 生物学的影響防止のため、外気取入口にプレフィルタを設置する。 [8.1-設13] 屋外に設置する配管内の流体は助燃用LPガスであり、最低気温-12.7℃でも凍結することはないため、凍結防止設計は不要である。 [8.1-設17] 降水の影響を受けないように屋外設置可能な金属製とする。 [8.1-設19] 積雪に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.1-設20] 建築基準法、危険物の規制に関する政令および消防法に該当しないため避雷設備の設置は不要である。 [8.1-設21] 降下火砕物の堆積に耐える強度を有する部材を使用する。 [8.2-設1] インターロック回路の信号の受け渡しはメカニカルリレーを使用する。 [8.2-設4] 外部火災及び爆発の影響を受けない位置に設置する。
人の不法な侵入等の防止	-
閉じ込めの機能	[10.1-設65] 触媒による酸化反応を利用し、排気中のアンモニアガスを除去する。
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を用いる。 [11.3-設25] 排ガス分解装置には、炎から発せられる紫外線が途切れることで失火を検知する火災検知器からの信号を受け、LPガスの供給を停止する(637)安全燃焼インターロックを設置する。
溢水による損傷の防止	-
安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造	-
搬送設備	-
核燃料物質の貯蔵施設	-
警報設備等	[18.2-設39] 排ガス分解装置には、炎から発せられる紫外線が途切れることで失火を検知する火災検知器からの信号を受け、LPガスの供給を停止する(637)安全燃焼インターロックを設置する。
放射線管理施設	-
廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	-
非常用電源設備	-
通信連絡設備	-

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は改造内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。